

令和5年度 第2回 知多市都市計画審議会 会議録

日 時：令和6年3月15日（金）午後1時30分～2時00分

場 所：知多市役所 3階 協議会室

出席者：委員

（市議会議員）中山貴弘、伊藤正明、石濱隼人、林正則

（学識経験者）竹内栄道、竹内尚明、石井信男、中村勉

（その他市長が特に必要と認める者）栗山節雄、市野恵、森岡佳江、岡本一美

事務局 鈴木宏式（都市整備部長）

（都市計画課）

横山貴也（調整担当専任統括監）、早川康裕（統括主任）、竹内隆太、中塚誠也

（愛知県知多建設事務所建築課）

石原徳夫（課長）、千賀敬造（課長補佐）、八木裕佑

欠席者：宮地隆之

【事務局（都市計画課統括主任）】

皆様、おはようございます。定刻になりましたので、ただいまより令和5年度第2回知多市都市計画審議会を始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、都市計画審議会にお集まりいただき、誠にありがとうございます。

私は、都市計画課都市開発チーム長の早川でございます。

審議会の事務局を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以後の進行は、着座にて失礼いたします。

始めに、本日の委員のご出席についてですが、宮地委員につきましては、ご都合により、欠席のご連絡がありましたので、よろしくお願いいたします。

本日の会議の議事録につきましては、後ほど指名させていただく委員の方にご確認、ご署名いただき、ホームページで公表してまいりますので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

それでは会議に先立ちまして竹内会長より、ご挨拶をお願いいたします。

【会長】

皆様、こんにちは。ただ今、ご紹介をいただきました、会長の竹内でございます。

令和5年度第2回知多市都市計画審議会の開会にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、大変お忙しい中、本審議会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

委員の皆様それぞれのお立場からご意見をいただければと存じます。

本日も審議をお願いいたしますのは、愛知県知事から諮問をいただいた、建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく一般廃棄物処理施設の位置についてとなっております。

具体的な内容につきましては、後ほど県職員の方から説明していただきますので、委員の皆様におかれましては、慎重にご審議賜りますようお願い申し上げます。

簡単ですが、私のあいさつとさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくをお願いいたします。

【事務局（都市計画課統括主任）】

ありがとうございました。

次に、本日は議案の説明のため愛知県知多建設事務所建築課の方々が出席しておりますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日の資料の確認をさせていただきます。

事前に皆様に配布させていただきました資料は、

初めに、令和5年度第2回知多市都市計画審議会次第

知多市都市計画審議会委員名簿

議案第1号「建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく一般廃棄物処理施設の敷地の位置について」の資料となっております。

よろしいでしょうか。

不足がございましたら、事務局にお申し出ください。

それでは、知多市都市計画審議会条例第5条第2項に基づき、会長の竹内栄道委員に審議会の進行をお願いいたします。

【議長】

それでは、ただいまより令和5年度第2回知多市都市計画審議会を開会いたします。

委員の皆さま方におかれましては、ご多忙の中、ご出席をたまり、誠にありがとうございます。

本日の出席委員は12名でございます。

会議開催のための定足数である委員数の過半数に達しており、審議会は成立しております。

議事に先立ちまして、本日の会議の議事録に署名していただく委員をご指名させていただきたいと思っております。

議事録署名者には、伊藤 正明委員と市野 恵委員を指名させていただきます。

よろしく申し上げます。

それでは、みなさまのお手元の次第に沿って「2 審議」に入らせていただきます。

議案第1号について愛知県より説明をお願いします。

【愛知県】

議案第1号「建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく一般廃棄物処理施設の敷地の位置について」についてご説明いたします。

愛知県知多建設事務所建築課長補佐の千賀でございます。

資料1の「建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく一般廃棄物処理施設の敷地の位置について」ご説明いたします。

本案件は、特定行政庁である愛知県知事が特殊建築物の建築を許可するにあたり、建築基準法第51条ただし書きの規定に基づき、その敷地の位置が都市計画上支障がないかどうかを、ご審議いただくものです。

初めに、建築基準法第51条についてご説明をさせていただきます。

お手元の資料2ページをご覧ください。

建築基準法第51条の条文でございます。読み上げさせていただきます。

都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。

ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあつては、当該市町村都市計画審議会）の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。となっております。

条文の6行目のかっこの中にありますとおり、「その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあつては、当該市町村都市計画審議会」の議を経た上で許可することになっておりますので、今回、知多市都市計画審議会にお諮りするものです。

次に、お諮りする事業概要についてご説明いたします。

3ページをご覧ください。

申請者は、オオノ開発株式会社 代表取締役 大野 照旺

敷地の位置は、知多市北浜町11番1の一部、11番24の一部

敷地面積は、22,678.47平方メートル

建築物は、新設が1棟で、延べ面積は17,742.09平方メートル

処理施設の1日の能力は、一般廃棄物の中間処理施設で121.58トンを計画しています。

ほかに産業廃棄物の処理施設としても使用するため、令和6年7月上旬に愛知県都市計画審議会においてご審議をいただく予定となっております。

本施設は一般廃棄物の焼却処理する事業を行うものであり、この事業が、ごみ処理施設に該当するため、建築基準法第51条ただし書き許可が必要となったものです。

次に、5ページの「総括図」をご覧ください。

図面中央やや左上の赤丸で示した「建設地」と書かれたところが敷地の位置で、知多市役所より北西へ約1.3キロメートルのところになります。当該敷地は工業専用地域に位置し、その周辺も同様となっております。

次に、6ページの「付近状況図」をご覧ください。

建設地は、図面の中央やや左の赤い斜線で示した部分です。その周辺の状況は、南側は市道70001号線に接しており、周囲は申請者が所有する工場となっております。計画施設は、申請者が所有している工場敷地の一部に、新たに廃棄物処理施設を計画するものです。建設地周辺の建築物は、工場及び倉庫です。

次に、7ページの「計画図」をご覧ください。

この図面は、敷地内の施設配置を示しており、赤枠が申請敷地の外周、黄色の塗りつぶしが廃棄物処理装置を設置する建築物、紫破線で囲まれたものが廃棄物処理装置である焼却施設及び破碎機です。また、凡例にはございませんが、黒一点鎖線で囲まれたものが廃棄物保管場所です。敷地への車両出入口は、黒い三角印で示しております。

敷地の外周には、図面の緑色で塗りつぶした部分に緑地を設け、環境整備に努めています。また、従業員用の駐車場を敷地内に確保し、搬入車両の待機スペースも建物内に確保しており、周辺への影響が少なくなるよう計画をしております。排水につきまして、汚水は建物下の合併処理浄化槽にて処理し、雨水ともに隣地を經由して海域へ放流します。

なお、環境に対する影響につきましては、生活環境影響調査を実施し、騒音・振動等において、すべて環境保全目標を満足しています。

以上でございます。よろしくご審議お願いします。

【議長】

ただいま、愛知県から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

【委員1】

1点お願いいたします。当該施設で処理するものはどこからどのようなものを受け入れる予定なのかをお聞きいたします。

【愛知県】

一般廃棄物については、知多市のごみ処理施設で処理困難な一般廃棄物の受け入れを行います。

具体的には、市内の製粉工場から排出される小麦やかす等の受け入れを想定しています。知多市のごみ処理施設では廃棄物の性質上、バケツでつかむことが困難であり、処理ピットへの投入ができないため、現在は県外の設備が整った受け入れ施設へ搬出しています。当該施設では投入時に粉塵等が飛散しない垂直搬送装置を設置しており、受け入れ可能となっています。産業廃棄物については、中部圏内の工場を主体に発生する廃棄物の受け入れを想定しています。

【議長】

他にご意見、ご質問等がありますでしょうか。

【委員2】

1点お願いいたします。排水先に関して管理者と排水に関する協議を行っているのか。どのような意見がでたのか。教えてください。

【愛知県】

管理者である名古屋港管理組合に計画協議を実施しましたが、特に意見はありませんでした。

【議長】

他にご意見、ご質問等がありますでしょうか。

【委員3】

1点お伺いします。設計で環境について基準内で問題ないということでしたが、建設後に環境についての検査を定期的に行い、環境への悪影響がないことは確認されますか。

【愛知県】

環境への悪影響について、例えば排気ガスに関しては、大気汚染防止法により規制されているため、排気ガスの排出基準値を踏まえた計画施設の基準値を遵守することになっており、事業者は施設の適切な運転、管理を行います。建設後のモニタリングに関しては、大気汚染防止法に基づき、定期的に測定し結果を公表すると聞いております。

【委員3】

建設後に大きな災害等で、壊れた箇所があり、それを補修した際に、愛知県としてもう一度環境への影響について確認を行うのでしょうか。その点も踏まえて、排気ガスだけでなく、騒音や振動等、環境への悪影響について全体的にモニタリング等を行っていくのか教えてください。

【愛知県】

環境への悪影響について建設後のモニタリングは、それぞれの法律等で規制されている規制値内で収まっているのか事業者自身で確認し、定期的に規制する側がその状態の報告を求めることはあると考えます。例えば建築基準法の場合でも、建築基準法に基づいて建物を維持管理することが求められており、維持管理状態を定期に報告を求めることがあります。他の法律でも同様ではと考えます。

【議長】

他にご意見、ご質問等がありますでしょうか。

【委員4】

2点お伺いします。

1点目はこの施設の稼働時期はいつを想定していますか。

2点目は図面6、7ページの赤い斜線で施設が示されているのはわかりますが、南の方に細い赤い斜線があるのは何を意味していますか。

【愛知県】

まず1点目についてですが、令和11年6月に施設の稼働予定です。工事着手は令和6年11月を予定しています。

2点目についてですが、敷地の一部です。市道70001号線から施設までの進入路を示しております。幅は4メートルあり、大型車が出入りするのに支障はないと考えています。

【議長】

他にご意見、ご質問等がありますでしょうか。

【委員5】

搬入のため大型車が通る市道70001号線には一般車が侵入することはないとは思いますが、その市道に入るまでの道路は一般車も利用しているため、交通量のことなど何か一般車が気をつけなければいけないことはありますか。今までより大型車の通行量は多くなりますか。

【愛知県】

ごみは午前8時から午後6時まで受け入れ、大型車の通行を一日44台で想定しており、1時間あたり4.4台になるため、現在と比べて大きく増えるものではありません。大型車の動線に関しては、西知多産業道路を通り、朝倉インターでおり、北浜の方に向かう予定のため、交通に影響を与えることは少ないと考えています。

【議長】

他にご意見、ご質問等がありますでしょうか。

【委員6】

環境への悪影響等、施設で何かあった場合、市として施設に立入り調査を行うことはできるのでしょうか。

【愛知県】

環境についての各法律の所管ではないため、各法律での立ち入り権限について申し上げることはできませんが、例えば建築基準法の場合、通常は敷地に入ることはできませんが、違反の実態があれば、建築基準法での立ち入り権限を行使することはできます。同様に、各法律に基づいて立ち入り権限はあるのではないかと考えます。

【議長】

他にご意見、ご質問等がありますでしょうか。

特に、質問はないようですので、採決に移らせていただきます。

議案第1号「建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく一般廃棄物処理施設の敷地の位置について」について、都市計画上支障ないものと認めることに賛成の方は挙手を願います。

【委員全員】

(挙手)

【議長】

ありがとうございました。全員の賛成の挙手を得ましたので、本案件につきましては、都市計画上支障ないものと認められました。

以上ですべての議案の審議が終了いたしましたので、事務局が答申案をお配りいたします。

しばらくお待ちください。

ただいま、事務局が答申案を配布いたしましたとおり、議案第1号は「都市計画上支障ないものと認める」ということで、委員を代表いたしまして会長の私から、後日愛知県知事に答申いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

これもちまして、本日の審議会を終了いたします。本日は、ご熱心なご審議と進行へのご協力をいただきまして、ありがとうございました。

終わりに、事務局、何かございますか。

【事務局（都市計画課統括主任）】

事務局から一言、お礼を申し上げます。

竹内会長におかれましては、議事の進行をいただき、ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましても、熱心なご審議ありがとうございました。

今後の本市、都市計画につきましても、皆様方のご支援をお願いしまして、本日の会議を終了させていただきます。

だきます。どうもありがとうございました。